

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する  
条例の制定に関する基準を定める省令

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 略

(定 義)

第2条 略

第2章 対象火気設備等に関する基準

(対象火気設備等の種類)

第3条 令第5条第1項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第十九号までに掲げる設備とする。

一 略

二 略

三 略

四 略

五 略

六 略

七 略

八 略

九 略

十 略

十一 燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第16条第四号イを除き、以下同じ。）

十二 略

十三 略

十四 略

十五 略

十六 略

十七 略

十八 略

十九 略

二十 略

(火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合)

第4条 略

(火災予防上安全な距離)

第5条 略

(屋内において総務省令で定める不燃性の床等の上に設けることを要しない場合)

第6条 令第5条第1項第三号の防火上支障がないものとして総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 略
- 二 対象火気設備等が簡易湯沸設備又は燃料電池発電設備である場合

(不燃性の床等)

第7条 略

(消費熱量)

第8条 略

(延焼防止の措置を要しない場合)

第9条 略

(火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造)

第10条 令第5条第1項第五号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、その使用に際し、火災の発生のおそれのある部分について、防火上有効な措置が講じられた構造としなければならない。

- 一 対象火気設備等(燃料電池発電設備を除く。)の使用に際し、火災の発生のおそれのある部分は、不燃材料で造ること。
- 二 略
- 三 燃料タンク(液体燃料を使用するものに係るものに限る。第16条を除き、以下同じ。)とたき口(内燃機関を原動力とする発電設備にあっては、内燃機関。以下同じ。)との間には、2メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮へいを設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあっては、この限りでない。
- 四 略
- 五 略
- 六 略
- 七 略
- 八 略
- 九 略
- 十 燃料電池発電設備及び内燃機関を原動力とする発電設備にあっては、その排気筒(配管設備等を除く。)は、防火上有効なものとする。

十一 略

十二 略

(周囲に火災が発生するおそれが少ない構造)

第 11 条 略

(振動又は衝撃に対する構造)

第 12 条 令第 5 条第 1 項第七号の規定により、対象火気設備等（建築設備を除く。）は、次の各号に定めるところにより、振動又は衝撃により、容易に転倒し、落下し、破損し、又はき裂を生じず、かつ、その配線、配管等の接続部が容易に緩まない構造としなければならない。

一 略

二 略

三 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び舞台装置等の電気設備にあっては、その変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

四 燃料電池発電設備及び内燃機関を原動力とする発電設備の発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

五 略

六 略

七 略

八 略

九 略

十 略

(燃料タンク及び配管の構造)

第 13 条 略

(風道、燃料タンク等の構造)

第 14 条 略

(安全を確保する装置等)

第 15 条 略

(その他の基準)

第 16 条 令第 5 条第 2 項の規定により、第 4 条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めるところにより制定されなければならない。

一 略

二 略

三 略

四 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りではない。

イ 気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備及び燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備のうち火を使用するものに限る。）のうち、出力 10キロワット未満であつて、その使用に際し異常が発生した場合において安全を確保するための有効な措置が講じられているもの。

ロ 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）若しくは消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの等、延焼を防止するための措置が講じられているもの。

五 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備（建築設備を除く。）にあつては、水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。

六 火花を生ずる設備にあつては、静電気による火花を生ずるおそれのある部分に、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

七 略

八 略

九 略

十 略

（基準の特例）

第17条 略

### 第3章 対象火気器具等に関する基準

（対象火気器具等の種類）

第18条 略

（火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合）

第19条 略

（火災予防上安全な距離）

第20条 略

（不燃性の床、台等）

第21条 略

附 則  
略

別表第 1  
略

別表第 2  
略